

令和7年度補正予算事業募集に係る質問・回答(地域コミュニティ維持のための地域伝統行事等支援事業)

令和8年2月25日現在

区分		質問	回答
事業概要	補助金の額・自己負担の考え方	要望時に補助対象外経費として計上したものを、申請時に補助対象経費として申請することは可能か。	交付要望と交付申請とで事業内容の変更は、原則不可です。要望時に記載のなかった事業や補助対象外経費として計上していた事業を交付申請時に補助対象経費として計上することはできません。また、査定により要望額より大幅に減額となったため、事業の一部を取りやめる場合を除いては、基本的に仕様変更も認められません。
補助事業の対象範囲	用具等整備事業【修理】	令和8年度地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)で用具修理の要望を出しているが、それとは別でさらに申請しても良いか。	令和8年度地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)で要望した用具とは別の用具や、同じ用具(山車等)における別の個所の修理等を要望することは可能です。
		用具等整備事業について、令和8年度地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)で要望した保存会とは別の保存会の用具等整備を行う要望を提出することは問題ないか。	問題ありません。
		現在実施している令和7年度地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等)の実施団体と異なっても問題ないか。	問題ありません。
	後継者養成拠点整備事業	地車、山車等の収蔵庫として使用している建物がある。この建物内で、伝統行事等開催当日の数日前から練習をしているが、このような建物は補助対象となるか。	地車、山車等の収蔵庫や倉庫は補助対象外です。本補助事業の対象は「練習場」の整備のみであり、収蔵庫を伝統行事等開催当日の直前のみ練習スペースとして活用している場合は、補助対象外となります。
		地方公共団体が所有する建物で練習している。この場合は補助対象となるか。	当該募集案内(詳細版)p7に記載のとおり、地方公共団体が所有する建物は補助対象外です。
		自治会の会議を行っている建物(自治会所有)で練習を行っている場合、この建物は補助対象となるか。	本補助事業で対象としているのは、「練習場」として使用されている施設の整備のみです。自治会の会議を主たる用途とし、伝統行事等開催当日の数日前に練習を行うというような場合は、補助対象外です。
		市内に保存会所有の練習場があり、同練習場内の別の部屋に衣装や道具等の保管庫がある。当該保管庫の拡充や空調整備は補助対象とならないか。	収蔵庫や倉庫として使用している部分の整備は補助対象外です。
		練習場等について、練習だけでなく、本番でも使用している場合は補助対象となるか。	本補助事業は、練習場として使用されている施設の整備に対する補助です。ただし、練習場として使用されている施設で本番も行う場合、どちらが主たる用途かを、応募書類に基づき個別に判断することになります。
		後継者養成拠点整備事業について、複数年度にわたって実施する整備は補助対象となるか。	当該募集案内(詳細版)p7に記載のとおり、補助対象外です。なお、工事着手日は採択日以降になりますので、ご注意ください。(採択前に工事着手した場合は補助対象外となります)
		宗教法人が所有する社務所を練習場として利用しているが、これは補助対象となるか。	当該補助事業募集案内(詳細版)p7に記載のとおり、特定の宗教者・宗教団体が所有する練習場等は補助対象外です。
	共通の留意点	補助制度の併用について、国以外の補助金の併用は可能か。その場合、収支予算書の本事業以外の補助金・助成金に計上しなければならぬ、という理解でよいのか。	地方公共団体や助成団体等、国が実施する他の補助事業以外の補助を受けることは可能です。その場合、収支予算書をはじめとする各様式において、記載が求められる箇所に記載ください。
応募方法	応募書類	実施計画は、令和8年度地域文化財総合活用推進事業と令和7年度補正予算事業地域文化財総合活用推進事業それぞれで作成して良いか。	それぞれで実施計画を作成いただいても構いません。また、令和8年度地域文化財総合活用推進事業の実施計画を踏襲いただいても構いません。
その他	交付申請書の提出	採択額が要望額より減額された場合、申請内容を要望内容から減らすのは問題ないか。	問題ありません。